内浦福祉会役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、内浦福祉会役員及び評議員の報酬を定めることを目的とする。

２　前項の役員及び評議員とは定款第一六条及び第六条により選任された理事・監事及び評議員をいう。

（役員報酬）

第 2 条　役員及び評議員が法人運営の円滑な業務執行のため、報酬を支給するものとする。

（役員報酬の支給額）

第 3 条　役員及び評議員の報酬は、会議等 1 回につき、5,000 円を支給するものとする。

２　内浦福祉会の職員で理事である者については役員報酬を支給しないものとする。

（その他）

第４条　この規程に拠り難き場合は、理事長において定め、支給することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。